

今後の普及啓発方策について（たたき台）

1 目的（テーマ）及び実施時期

- ・今後の普及啓発については、家族の同意による臓器提供等「新しい制度の普及」とより一般的な臓器移植に関する「普及啓発の充実」の側面がある。
- ・時期的には、前者の「新しい制度の普及」については、改正法施行前の6～7月を中心に、後者の「普及啓発の充実」については、より長期的継続的に取り組む必要がある。
- ・本年10月の「臓器移植普及推進月間」については、主として「普及啓発の充実」がメインとなるが、改正法施行初年度でもあり「新しい制度の普及」についても念頭に置いて取り組む。

2 対象者別の周知方策

① 医療従事者

【新しい制度の普及にウェイトを置いたアプローチ】

- ・提供施設を対象とした説明会を開催（7月に3カ所で予定）することにより、新たな制度の詳しい内容について、直接周知を図る。
- ・また、現場の医師に周知を図るため、HPを通じた周知など関係学会に協力を要請する。
- ・施行後においても、説明会等を通じて寄せられた質問についてQ&Aを作成するなど、必要な情報を随時提供する。

② 15歳未満の小児とその保護者及び教育関係者

【長期的継続的な啓発普及に重きを置いたアプローチ】

- ・インターネット（キッズページ）を活用した周知を行う。
- ・また、学校現場で配布するためのパンフレットを作成・配布する。
- ・これらを教育現場や家庭で活用していただくためにどのような工夫が考えられるか。

③ 一般の方

【長期的継続的な啓発普及に重きを置いたアプローチ】

- ・インターネット、紙媒体（広報誌、ポスター等）などを用いて、臓器移植に関する知識、改正内容等についての一般的な情報を周知する。
- ・また、移植に関する情報をまとめたリーフレット（臓器提供意思表示カード一体型のもの）を用意することにより、はじめて目にする方に加え、他の媒体を通じて臓器移植に関心を持たれた方への情報提供にも活用する。
- ・更に臓器移植に関する関心の程度に応じて効果的な情報提供を行う（参考資料2）。

④ 行政機関

【新しい制度の普及にウェイトを置いたアプローチ】

- ・各都道府県等の担当者及び都道府県コーディネーターを対象とした説明会を開催（7月予定）し、新たな制度の詳しい内容について、直接周知を図るとともに、地域の医療施設等への周知について協力を要請する。
- ・施行後においても、Q&Aを作成するなど、必要な情報を随時提供する。

⑤ 保険者等

- ・運転免許証（都道府県公安委員会が発行）、健康保険証（各保険者が発行）に意思表示欄が設けられることを踏まえ、リーフレットの配布について協力を要請する。

今後の普及啓発スケジュール(案)

目的	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
新しい制度の普及	<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度を施設など関係者に対し適切に周知していく 		<p>省令・ガイドラインの改正</p> <p>周知</p>	<p>7月17日施行</p>	<p>活用する媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページ ・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ ・関係学会のホームページ(予定) ・医療機関等への通知発出 ・説明会(医療機関、行政機関対象(7月)) 	
	<p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児の脳死判定基準の周知 ・虐待を受けた児童の取扱い 等 					
普及啓発の充実	<p>普及啓発</p>					
	<p>テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度の対象者を含め、広く臓器移植に関する理解を深めていただく 		<p>臓器提供意思表示カード一体型リーフレット、臓器提供意思表示シール一体型リーフレット、 運転免許証用・健康保険証用リーフレットの配布開始</p>		<p>臓器提供意思登録サイトによる意思登録推進のための普及啓発</p>	
<p>重点事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい臓器提供意思表示方法の普及 ・世論調査結果に基づく情報の提供 ・小児やその保護者に対する普及啓発 ・教育関係者に対する普及啓発 等 		<p>活用する媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページ ・厚生労働省動画チャンネル(You Tube) ・定期行物: 厚生労働 ・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ ・ジャクラビジョン(自動車教習所設置) ・既存ポスター用タックシール等 ・政府広報など(検討中) 		<p>臓器移植普及推進月間 (別紙)</p>		

「臓器移植普及推進月間」について

「臓器移植普及推進月間」は、平成10年より、臓器移植の現状を訴えるとともに、臓器移植に対する理解と協力を得るため、厚生労働省が中心となり、関係機関と連携して実施しているもの。

今年度については、法改正も踏まえた普及啓発を行う機会として活用するため、その内容については、法改正の施行（7月）の周知内容と併せて検討する必要がある。

現在検討中の活動内容は、以下のとおり。

①各種イベントの開催を通じた啓発活動

- ・臓器移植普及国民大会（厚生労働省主催。平成22年度は熊本県で開催予定）
- ・都道府県主催の各種イベント（講演会、シンポジウム、移植コーディネータの講義など）
- ・グリーンリボン・ランニング・フェスティバル
- ・全国移植者スポーツ大会
- ・ドナーファミリーの集い・ランフォービジョン

②臓器移植普及推進月間にあわせた様々な広報活動などの取り組み

（厚生労働省）厚生労働省ホームページでの広報、
厚生労働省動画チャンネル（You Tube）、
報道発表、政府公報による告知、
定期刊行物（厚生労働）への掲載（記事、インタビューなど）

（社・日本臓器移植ネットワーク）
改訂版小冊子・解説書の作成及び配布、
自動車教習所でのジャクラビジョンでのCM放映、
グリーンリボンキャンペーンの実施、

（各都道府県）街頭キャンペーン（リーフレット、ドナーカード、ティッシュ、
クリアファイル等配布）、
広報（ラジオ、パネル展、広報誌、テレビ、ポスターなど）、

平成21年度臓器移植普及推進月間実施要綱

1 趣 旨

臓器移植は、臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人に、臓器を移植し、健康を回復しようとする医療で、臓器提供者はもとより、広く社会の理解と支援があって成り立つ医療である。

「臓器の移植に関する法律」は、このような移植医療の適正な実施に資することを目的として、平成9年10月に施行され、本年10月で施行後12年が経過することとなり、この間、脳死下及び心臓が停止した死後における臓器移植が逐次行われてきており、実績を積み重ねてきているところである。

しかしながら、今後、臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、より多くの方々に臓器提供に関する意思表示をしていただくこと等が不可欠であり、このため、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、臓器移植の現状を訴えるとともに、臓器移植に対する理解と協力のための普及啓発を行うものとする。

2 主 催

厚生労働省、各都道府県、（社）日本医師会、（社）日本臓器移植ネットワーク、（財）日本腎臓財団、（社）日本透析医会

3 後 援

文部科学省、日本放送協会、（社）日本民間放送連盟、（社）日本新聞協会、（社）公共広告機構、（財）健康・体力づくり事業財団、（社）日本看護協会、（社）全国腎臓病協議会、（社）日本腎臓学会、（社）日本透析医学会、日本移植学会、（財）日本アイバンク協会、NPO法人日本移植者協議会

4 実施期間

平成21年10月1日（木）から同月31日（土）まで

5 重点目標

- (1) 臓器不全の根治療法である臓器移植について、国民の理解を深めるとともに、できるだけ多くの人々が、臓器提供意思表示カード及び臓器提供意思表示シール等を所持し、臓器提供に関する意思表示がなされるよう協力を呼びかける。
- (2) 国民への啓発とあわせて、各地域においては、関係機関の協力により臓器移植体制の整備・強化を図る。
- (3) 健全な日常生活を営むために臓器不全予防の重要性を国民に認識してもらう。

6 推進月間の標語

「いのちへの優しさとおもいやり」

上記の他、関係団体において適宜定めるものとする。

7 実施行事等

(1) 臓器移植普及推進月間の周知

臓器移植普及推進月間を国民一般に周知させるため、ポスター、パンフレット等を作成し、関係団体などに配布する。

(2) 大会の開催等

ア. 臓器移植を推進するための全国民に向けた大会を開催する。

臓器移植推進国民大会（平成21年10月24日（土）千葉県）

イ. 各地域において、月間の趣旨に沿った集会、講演会などを実施する。

(3) 報道機関との連携

テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得るとともに、都道府県広報紙、関係団体の機関紙の活用を図り、臓器移植推進に関する広報を実施する。